

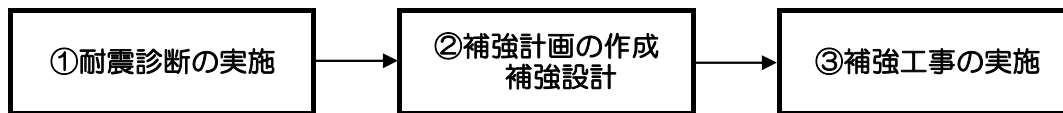
## 小規模建築物★における 耐震診断補助制度のご案内

### ★小規模建築物とは

住宅 及び 特定建築物（多数の者が利用する3階以上かつ延床面積が1,000㎡以上の建築物等）以外の建築物をいいます。

- 対象は、昭和56年5月31日以前に建築又は着手した建築物です。
- 昭和56年6月1日以降に増築等建築行為が有る場合は、直接建築安全推進課へご相談ください。
- いずれの補助制度も、業者との契約前に申請書を提出しなければなりません。補助金交付決定前の契約は補助制度をご利用いただけませんので、ご注意ください。

## 補強工事までの流れ



①耐震診断のみの補助制度となります。

### ①耐震診断の実施

- 建築物の現地調査や設計図面により耐震診断を行い、地震に対する安全性を調べます。
- 耐震診断技術を取得した建築士のいる建築士事務所等に相談しましょう。
- 耐震診断にかかる費用は、建築物の延べ面積、構造、階数、設計図面の有無等により異なります。

#### 【補助制度について】建築物耐震診断事業

○補助額

対象建築物	補助率	基準額		左記の合計額
建築物	見積額と基準額を比較して いずれか少ない額の2/3	延べ面積 1,000㎡以下の部分	2,100円/㎡	
		延べ面積 1,000㎡を超え 2,000㎡以下の部分	1,570円/㎡	
		延べ面積 2,000㎡を超える部分	1,050円/㎡	

○補助額算定は一つの建築物の面積で行いますが、見た目が一つの建築物でも構造がいくつかに分かれている場合は構造ごとに耐震診断を行ってください。

### 補助制度に関するお問い合わせ先

静岡市 都市局 建築部 建築安全推進課 安全推進係

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL：054-221-1124

FAX：054-221-1135

E-mail：kenchikuanzen@city.shizuoka.lg.jp